

山 監 第 N 3 1 0 4 - 1 号

平成 2 7 年（2015 年）4 月 3 日

定期監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第 1 9 9 条第 1 2 項の規定により、下記のとおり公表する。

山陽小野田市監査委員 白 川 英 夫

山陽小野田市監査委員 小 野 泰

記

平成 2 6 年度定期監査の結果に基づき又は当該監査の結果を参考として講じた措置

（市民生活部関係）

1 環境課

[問題点 収入関係について]

墓地管理料の滞納整理に係る事務処理に一部不適切なものがある。関係法令等に基づき適正な事務処理をされたい。

[改善措置]

滞納における調定事務については、合併後の新条例経過措置に基づき処理を行っています。台帳管理については、より詳細事項を記録するよう改善いたしました。